精華町農業委員会会議録

１、開会の日時　　令和３年２月２６日午後１時３０分

２、開会の場所　　役場庁舎６階審議会室

３、出席した農業委員は次のとおりです。

４番　森本　　豊　　５番　藤村　絹子
７番　草嶋　邦子　　８番　山本　千惠子
１１番　森島　隆詞　　１５番　山本　　功
１６番　杉嶋　秀美　　１８番　岩井　三郎
１９番　太田　廣之

４、欠席した委員は次のとおりです。

１番　井澤　茂治　　３番　松尾　清敏
９番　井上　和也　　１０番　田中　安弘
１７番　新司　吉行

５、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

な　し

６、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

２番　野秋　博史　　６番　中川　茂成
１２番　米澤　貞幸　　１３番　中村　　正
１４番　田中　吉照

事務局　　上村　篤司
植山　さゆみ

７、議案

議案第１号　　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について
議案第３号　　非農地証明交付申請の承認について
議案第４号　　令和２年度農用地利用集積計画（第１１次）の決定について
報告第１号　　農地法第１８条第６項の規定による通知について
報告第２号　　農地法第５条第１項第７号の規定による届出について

８、署名委員

７番　草嶋　邦子　　８番　山本　千惠子

９、閉会の日時　　令和３年２月２６日午後２時１８分

審議の経過

議　長　　それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和３年第３回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は１４名中９名であり、過半数以上の出席がありますので農業委員会等に関する法律第２７条３項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は全員出席を取り止めていただいております。

新型コロナウイルスの関係で、２月５日の総会と同様に、過半数ギリギリでの開催とさせていただいております。今の情勢をご理解の上、何卒よろしくお願いいたします。

本日の署名委員は、７番草嶋邦子委員、８番山本千惠子委員のお二人にお願いします。

それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議　長　　議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、を議題とします。

事務局、議案の提案及び説明を願います。

事務局　　それでは議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、でございます。

１ページをお開きください。１番でございます。

［　提案説明　］

場所については２ページの地図をご覧ください。

植田、菅井、北ノ堂、馬渕、南に囲まれた農地の真ん中に位置する所です。

１ページに戻っていただき２番でございます。

［　提案説明　］

場所については３ページの地図のとおりです。

国道１６３号線、東側の柘榴の入口から少し西に行って、山田川沿いになる所です。

１ページに戻っていただき３番でございます。

［　提案説明　］

場所については、まずは古川は４ページの地図のとおりです。、

精華南中学の北側になります。現在、精華南中学校の農業体験、田植え、稲刈りをしている場所です。

そして吉豊については次ページ、５ページです。山田荘小学校の北側になります。乾谷の交差点、橋を渡って、小学校の方に上がっていった左手の擁壁の下になる所です。

これらの譲受人は営農地のすべてを耕作されており、農作業従事日数につきましても、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがいまして、農地法第３条第２項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。以上、よろしくお願いいたします。

議　長　　１番については、地区担当委員の井上委員が現地確認を行っておられますが、本日欠

席により、補足説明文が届いてますので、事務局より代読をお願いします。

事務局　　それでは、井上委員から届いておりますので、代読をさせていただきます。
　事務局より提案説明のありましたとおり、２月９日、上村局長と申請のありました現地を確認しました。
　現地は農地として適正に管理されておりました。
　譲受人は、今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。よろしくご審議くださいますようお願いします。以上です。

議　長　　ありがとうございました。
　２番、３番については、地区担当委員の山本功委員が現地確認を行っておられますので、補足説明を願います。

山　本　　１５番、山本です。
　ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、２月１８日、上村局長と申請のありました現地を確認しました。
　現地は、農地として適正に管理されておりました。
今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題ないものと考えております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議　長　　ありがとうございました。
　それでは、議案について、審議をお願いいたします。

議　長　　何かご質問等ございませんか。

議　長　　異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議　長　　それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議　長　　ありがとうございす。挙手全員でございます。

議　長　　議案第１号については、許可することに決定いたしました。

議　長　　次に、議案第２号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。
　事務局、議案の提案及び説明を願います。

事務局　　それでは議案第２号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見につい

て、でございます。

６ページをお開きください。１番でございます。

［　提案説明　］

場所については７ページの地図のとおりです。

役場の南側、南稲の地蔵池公園グランドの北側になります。

立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地でありますが、役場から３００m以内の場所で第３種農地と判断されます。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。

したがいまして、農地法第５条第２項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議　長　　議案第２号については、地区担当委員の藤村委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

藤　村　　５番、藤村です。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、２月１９日、上村局長と申請のありました現地を確認しました。

現地は調整区域の農用外であります。農家住宅を建築するにあたり、転用するということです。

農家としての営農状況に問題もなく、隣接地にも影響がないことから、地元担当委員としては問題のないものと考えております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議　長　　ありがとうございました。

それでは、議案について審議をお願いいたします。

議　長　　異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。

議　長　　ありがとうございました。挙手全員でございます。

議案第２号については、許可相当の意見をつけて、知事に進達することに決定いたします。

議　長　　次に、議案第３号、非農地証明交付申請の承認について、を議題とします。

事務局、議案の提案及び説明を願います。

事務局　　議案第３号、非農地証明交付申請の承認について、でございます。

８ページをお開きください。１番でございます。
［　提案説明　］
場所については９ページ、谷区の南の端になります。
本人からの届出によりましてこのよう状況になっております。以上です。

議　長　　議案第３号は、私と地区担当委員の井澤委員が現地確認を行っていますので、私の方から補足説明をいたします。

議　長　　２月１２日、井澤委員と私、それから上村局長と申請のありました現地を確認しました。
　現地は調整区域の農用外であり、１０年以上前から隣接の山林と同化しておりますが、周辺に迷惑がかからないよう草刈等の管理はされており、今後も管理はするとのことであります。
　農地への復旧は困難であり、やむを得ないものと考えております。
　地区担当委員としては非農地として認定しても問題ないものと考えます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議　長　　それでは、議案について審議をお願いいたします。

議　長　　何かご質問等ございませんか。

議　長　　異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
　よろしいでしょうか。

議　長　　それでは、非農地として承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

議　長　　ありがとうございました。挙手全員でございます。
　議案第３号については、承認することに決定いたしました。

議　長　　次に、議案第４号、令和２年度農用地利用集積計画（第１１次）の決定について、を議題とします。
　それでは事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局　　それでは議案書１０ページをお開きください。議案第４号、令和２年度農用地利用集積計画（第１１次）の決定について、でございます。精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、決定を求める。
　１１ページをご覧ください。１番でございます。
　［　提案説明　］
場所については、１７ページのとおりです。

１１ページに戻っていただき２番でございます。
［　提案説明　］
場所については、１８ページの地図のとおりです。
１１ページに戻っていただき３番でございます。
３番については１２ページに続いており、一括で説明させていただきます。
［　提案説明　］
場所については、２０ページと２１ページのとおりです。
１２ページに戻っていただき４番でございます。
［　提案説明　］
場所については、２３ページのとおりです。
１３ページをお開きください。５番でございます。
［　提案説明　］
６番も一緒にさせていただきます。
［　提案説明　］
場所については、２５ページ、２６ページのとおりです。
１３ページに戻っていただき７番でございます。
８番も一緒にさせていただきます。
［　提案説明　］
場所については、２８ページのとおりです。
１４ページに戻っていただき９番でございます。
［　提案説明　］
場所については、３０ページのとおりです。
１４ページに戻っていただき１０番でございます。
［　提案説明　］
次ページ１５ページ、１１番も一緒にさせていただきます。
［　提案説明　］
場所については、３２ページのとおりです。
１５ページに戻っていただき１２番でございます。
［　提案説明　］
場所については、３４ページのとおりです。
以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項を満たしていると考えられます、以上です。

議　長　　それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。
何かご質問等ございませんか。

議　長　　異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議　長　　それでは議案第４号の計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議　長　　ありがとうございます。挙手全員でございます。

議案第４号の計画は、議案どおり決定いたします。

議　長　　続きまして、報告第１号、農地法第１８条第６項の規定による通知について、を報告します。

事務局より報告願います。

事務局　　それでは３５ページをお開きください。報告第１号、農地法第１８条第６項の規定による通知についてでございます。１番でございます。

［　内容報告　］

場所については３６ページの地図のとおりです。

東畑の鳥谷池の西側に位置する所です。

３５ページに戻っていただき２番でございます。

［　内容報告　］

場所については３７ページの地図のとおりです。

下狛会館の東側の線路を渡った所です。

議　長　　何かご質問等ございませんか。

議　長　　なければ、報告第１号を終わります。

議　長　　続きまして報告第２号、農地法第５条第１項第７号の規定による届出について、を報告します。事務局より報告願います。

事務局　　３８ページをお開きください。報告第２号、農地法第５条第１項第７号の規定による届出について、でございます。

１番でございます。

［　内容報告　］

場所については３９ページの地図のとおりです。

光台のＡＴＲの横のＮＴＴの前でございます。

議　長　　専決処理しました件ですが、 何かご質問等ございませんでしょうか。

議　長　　なければ報告第２号を終わります。

議案書につきましては、以上でございます。

＜その他＞

議　長　　それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。

４月５日月曜日１３時３０分から開催としたいと思いますが、皆さんのご都合はいかがでしょうか。

それでは、次回の総会を４月５日月曜日１３時３０分からと決定いたします。

後日、開催については文書で通知いたしますのでよろしくお願いします。

これをもって、本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり、慎重なご審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。

これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後２時１８分